



とじて保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います

広報手帳

□佐鳥電話局管内の電話線増設工事の測量 十一月から明年八月中旬まで 上佐鳥、下佐鳥、朝倉、公田、横手、新堀、後閑、下阿内、徳丸町の現地調査・測量の打ち込みが行われ、みなさんの土地へ立ち入らせていただくことがあります。測量中は、つとめて了解をいただくのですが、もし了解なしに立ち入らせていただいたところは、後日、あらためて電話局の係員が伺いし、了承を得たいということです。ご迷惑ですが、測量は、そのまま抜き取らずに、ご協力ください。(前橋電報電話局・第一線路宅内課51局二九九五)

□一月の市民の茶席 十一月二十五日(土) 午前十時から午後三時まで、中央公民館茶室で。当番は島田宗安さん。

□市民展作品募集 第九回市民展は来年二月二十三日から三月二日まで中央公民館で開催予定です。その出品作品は二月十五日搬入で募集中です。あなたも大作をどうぞ。

□親子映画会とスクリーン読書会 十二月二十五日市立図書館三階視聴覚室。たぬきのおんがえし、にんじんちゃんを上映。上映時間は一回目が午前十時半、二回目が午後二時から各一時間。

□上州再発見シリーズ 十二月二十六日、市立図書館三階視聴覚室で。岩宿の発見を上映。上映時間は一回目が午後零時二十分から、二回目が三時から、それぞれ三十分間です。おそろいでどうぞ。

季節の写真

“正月をつくる”

副業のダルマに精を出す 使い馴れた筆に墨をたっぷり含ませます。軽妙な筆さばきで一気にかける福ダルマの顔。鮮やかな朱色が浮き立ち、ピンとはねたヒゲを引き立たせる。

正月九日の前橋の初市をはじめ近郊の市(いち)をめざして、福ダルマづくりに精を出すのは、上青梨子町の木村さんの一家。農閑期の副業としてはじめてから四十年。修練の筆先に、また一つ、ダルマの顔が威勢よく描かれていく。(上青梨子町木村さん宅で)

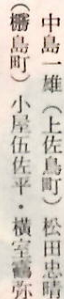
新民生委員319人を委嘱

どの相談に応じ、社会福祉の仕事に貢献していただきます。

中部地区
川島正一・新井さと（大手町一丁目）
靱山喜代治・小曾根甚八（大手町二丁目）
遠藤志津・松岡

奈良名か（南町一丁目） 田村屋
太郎・林クラ子（南町二丁目） 云
川月・橋本緑司・久保村春（南町
三丁目） 前田みつ・石崎スミ（南
町四丁目） 加藤徳司・市川清・津
辺フデ（文京町一丁目） 藤井治
郎・内山きみ江（文京町二丁目）
牛島重利（天川原町） 大谷芳文
池田はつ子（六供町生川） 高橋
子・高橋益治・牛嶋勝美・吉田唐
之（六供町）

○上川淵地区



次(幸塚町) 岩田正治(上沖町)
千木良松太・関野国治(下沖町)

生活上の問題など
気軽に相談を——

るように、そして、豊かな社会を実現するために広い範囲にわたり地域の人たちの社会福祉の増進のために活動したいです。

今回、いっせいに改選された三百十九名の民生児童委員さんがこれからの三年間をそれぞれの地域を担当しますので、福祉面、生活面等のことで問題があるとき、またはおこったときはご相談ください。

清水伝・星野操・大沢久保・半沢
勝政・小沢ゆき・斎藤米治・鈴木

井千代香・桑原章成・小林芳雄
(下小出町) 関口たけ乃・山口ツ

1月10日までに推せんを

昭和四十九年度の優良従業員の表彰は、二月二十日(日) 県民会館小ホールで実施予定です。

各事業主、同業団体、商店街団体の代表者は、各事業所で表彰に該当する人がありましたら、来年度一月十日までに推せんしてください。

12月31日現在で実施

工業統計調査が十二月三十一日現在で、全国いっせいに終わります。本市では、知事が委嘱した九十八人の調査員が、十二月二十日ごろから事業所へ調査のお願いに伺いますので、ご協力ください。

この調査は、通商産業省が国の造業の分布状況や生産活動の実態を明らかにするため、毎年行う調査です。調査した個々の内容の秘密は、統計法により厳重に守られ、申告者の利害関係の生ずる目的には使用されませんから、ありのままを記入してください。

昭和四十八年工業統計調査による本市の製造業の状況は、事業所数千九百四十八、従業員数三万一千二百八十六、出荷額二千八百十五億円でした。前年と比較して、事業所数四十二・一（一・二）パーセント、出荷額四百五十四億円（二・六・一）の増加で、主要産業の伸びが見られました。

前橋市指定水道工事業者一覧表

指定番号	工事店名	電 話	所在地
1	相 川 設 備 (株)	21-4263	南町二丁目
2	青木管工事興業所	31-0090	東片貝町
3	安 達 工 業 所	33-1094	北代田町
4	(株) 東 水 道	51-3703	稲荷新田町
5	安 藤 農 機 具 店	24-1924	天川大島町
6	石 川 工 業 (株)	31-3532	国領町一丁目
7	市 川 建 設 (株)	32-1231	三俣町
8	永明設備工業所	61-4054	天川大島町
9	江木水道設備工業	69-0114	荻窪町
10	大 沢 工 業 (株)	31-9865	昭和町三丁目
11	大 場 工 業 (株)	51-3686	総社町総社
12	小 淵 工 業 所	24-2125	三河町一丁目
13	金 井 興 業 (株)	51-6851	鳥羽町
14	狩 野 設 備	66-1217	西善町
15	(株) 上岡設備工業	32-5302	三俣町
16	関東管鉄工業前橋営業所	51-0331	石倉町
17	関 東 水 道 (株)	51-7411	元総社町
18	関東設備工業(株)	32-4033	城東町四丁目
19	関東断熱工事(株)	51-6556	小相木町
20	北 沢 設 備 (株)	21-2593	文京町一丁目
21	熊 川 工 業 所	24-2744	西片貝町
22	群 衆 設 備 工 業 (株)	51-5219	江田町
23	群 光 工 業 (株)	31-0192	若宮町二丁目
24	群馬角張シェルバック(株)	21-4277	文京町二丁目
25	群 馬 管 業 (株)	63-2121	朝倉町一丁目
26	(株) 工 事 門 設	34-1331	若宮町四丁目
27	(株) 小 林 工 業 所	21-7981	文京町三丁目
28	小 林 設 備 工 業	51-2008	元総社町
29	(株) 駒 工 業 所	31-2756	城東町三丁目
30	酒 井 工 業 (株)	31-5000	昭和町二丁目
31	桜沢設備工業所	66-0227	東善町
32	三 恵 設 備 工 業 所	33-2054	上泉町
33	(株) 三 基 工 業	51-6450	石倉町一丁目
34	三洋関東設備機器(株)	51-0571	古市町
35	(株) 三 栄 設 備	24-4897	天川大島町
36	(株) 敷島水道工業	32-2347	川原町
37	篠原設備工業(株)	24-0345	天川大島町
38	清 水 工 業 所	24-2317	本町三丁目
39	清 水 水 道	32-7161	日吉町一丁目
40	(株) 下川水道設備	65-0228	力丸町
41	昭和設備工業所	21-3952	文京町四丁目
42	伸高設備工業(株)	24-4677	西片貝町
43	城南設備工業(株)	68-2611	泉沢町
44	上 武 工 業 (株)	33-2935	西片貝町
45	上 毛 機 械 店	24-6787	東片貝町
46	神 道 興 業 (株)	24-5395	三俣町
47	関 口 工 業	31-9636	三俣町
48	高 橋 水 道 設 備	69-0339	江木町
49	高 野 設 備 興 業	32-4911	城東町四丁目
50	タチバナ設備(株)	31-4784	岩神町四丁目
51	田 中 鉄 工 所	66-0073	駒形町四丁目
52	(株) 田 村 鉄 工 所	31-8632	三俣町
53	大丸電工水道設備	51-9902	池端町
54	(株) 第 一 水 道	31-9602	昭和町一丁目
55	第七工業(株)前橋支店	32-6661	三俣町
56	中 央 興 業 (株)	32-2098	下沖町
57	(株) 手島設備工業	51-5854	石倉町一丁目
58	都市衛生工業(株)	31-2650	大手町三丁目
59	巴 興 業	32-6184	下細井町
60	東邦設備工業(株)	31-4826	国領町二丁目
61	(株) 長 島 工 業 所	24-5205	紅雲町二丁目
62	(株) 南雲水道設備	66-0369	西善町
63	南部水道設備(株)	21-7516	南町三丁目
64	日管設備工業(株)	31-0115	三俣町
65	野 中 設 備 (株)	31-8564	上泉町
66	萩 原 設 備 (株)	32-2186	関根町
67	(株) ヒ カ リ 設 備	51-6836	石倉町
68	日 高 工 事 (株)	21-5590	文京町二丁目
69	平 岩 設 備 (株)	65-0398	上佐島町
70	福 島 工 業 (株)	51-6672	総社町高井
71	福田設備工業(株)	21-8121	大手町一丁目
72	(株) 富士管工設備	31-4671	日吉町四丁目
73	藤 設 備 工 業 所	21-5740	文京町三丁目
74	(株) 北 関 設 備	51-6436	総社町総社
75	(株) 本田水道工業所	21-8280	紅雲町一丁目
76	(株) 前 田 設 備	21-8553	城東町五丁目
77	前 燃 興 業 (株)	21-3741	南町三丁目
78	前 橋 水 道 (株)	21-1431	六供町
79	(株) 真 塩 工 業	21-7475	六供町
80	町田水道工業所	21-0576	紅雲町二丁目
81	松 下 水 道 工 業 所	32-0131	岩神町三丁目
82	(株) 丸 兵 工 業	24-5687	天川大島町
83	丸 山 水 道 設 備	31-3203	昭和町三丁目
84	ミトモ管工事(株)	24-5747	西片貝町
85	宮 地 管 工 (株)	24-2362	三俣町
86	三 山 水 道 (株)	21-7586	文京町二丁目
87	茂木設備工業(株)	32-3245	昭和町三丁目
88	(株) 矢尾板水道設備	21-4736	紅雲町一丁目
89	(株) 八幡設備工事	33-0952	三俣町
90	大和設備工事(株)	51-6131	古市町
91	山 波 工 業 所	31-7284	岩神町三丁目
92	山 田 興 業 (株)	51-3215	間屋町一丁目
93	(株) ヤ マ ニ 熱 工 業	21-4051	表町二丁目
94	(株) 和田設備工業	31-2790	住吉町二丁目
95	相 互 設 備 (株)	65-1745	鶴光路町
96	植 木 工 業 所	51-9752	青梨町
97	(株) 藤 塚 鉄 工 所	31-6022	平和町二丁目

12月21日～1月20日

県民総ぐるみの交通安全運動

年末・年始を無事故で



自動車を運転するときはスピードに気をつけて

年末は、忘年会など酒を飲む機会が多くなる。お互いに「酒を飲んだら絶対に運転しない」とことを守りましょう。

酒は、自動車などの運転には影響を与えないと、多くの人は思っているかも知れません。しかし、飲酒が自動車の運転に与える影響について実験をしたところ、ごく微量の酒でも、

① アクセル、クラッチ、ブレーキの踏みかたが粗雑になり、急発進、急ブレーキ、エンスト、変速チェンジの不調が目立ちます。

② ハンドルが重くなり、急発進、急ブレーキ、エンスト、変速チェンジの不調が目立ちます。

③ 速度の出すぎが多くなるなど、感覚まひが目立ちます。

④ 注意力が散漫となり、交差点での方向指示器の出し忘れ、安全の確認の怠り、停止位置の不定が目立ちます。

十二月二十一日から一月二十日までの一か月間「年末・年始県民総ぐるみ交通安全運動」が実施されます。今回は「酒飲み運転の追放と歩行者・自転車の交通事故防止の徹底を図る」ことを目的の重点としています。

酒を飲んだら運転しない

少しぐらいーが事故に

年末は、忘年会など酒を飲む機会が多くなる。お互いに「酒を飲んだら絶対に運転しない」とことを守りましょう。

交通安全運動

交通安全運動は、毎日のように市内のどこかで発生し、事故に伴う被害者、加害者の争いも、あとをた

交通安全運動は、毎日のように市内のどこかで発生し、事故に伴う被害者、加害者の争いも、あとをた

交通安全運動は、毎日のように市内のどこかで発生し、事故に伴う被害者、加害者の争いも、あとをた

限りある国土資源を生かす

国土利用計画法

地価の安定と計画的利用をはかる「要」となる法律

土地対策の基本法として、各方面から注目されている「国土利用計画法」が、いよいよ十二月二十四日ごろ施行されます。

この法律は、さきの国会で「計画的な国土利用と地価の抑制をはかる」ことをねらいとして制定されたものです。

この法律を柱にして、いろいろな対策を「公共の福祉の増進」という立場からより広くおし進め、わたしたちをとりまく国土と自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境と、わたしたちが生きたるために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目指しています。

この法律がなぜつくられたか、その目的や内容はどういうものであるか。そして、今後、土地の売買などの場合は、どんな手続きが必要となってくるのか、そのあらましをお知らせしましょう。

この法律が生まれ
た背景とねらい

三十七万平方キロの日本の国土は、一億を超える国民にとって、生活や生産の共通の基盤です。わたしたちは、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を十二分に生かして生活を営み、文化を継承していくべきです。



芳賀住宅団地付近を空から見る。左下が現在建築中の市営住宅、上部の黒々としたところは芳賀の田園地帯。

めることになっていきます。「土地利用基本計画」は、この法律が施行されると同時に、策定の手続きが進められることとなりますが、当面は「都市計画法」や「農用地域振興法」によって行われた「線引き」を尊重して作られることとなります。

基本計画の二つの役割

土地利用基本計画には、二つの役割があります。

その一つは、都市計画法や農用地域振興法（農振法）などのようにこの計画に関係するほかの法律によって定められる土地利用計画の「基本方向」を示す役割です。

現在、土地利用については、都市計画法、農振法をはじめ、いろいろな法律によって、いろいろな計画がたてられています。それぞれ、そのねらいや対象とする地域を異にしていますが、相互に重複している場合が少なくなく、まれには考え方に食い違いがあることも否定できません。相互に重複があることは一概に悪いことではありませんが、土地利用基本計画は考え方の食い違いなどが生じないようにするためにつくられるわけです。

もう一つは、土地の売買などの契約にあたって、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準としての役割です。

土地をもうけのために売買することや地価の値上がりは、わたしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こういうことを止めて、土地を正しく使うために「公共の福祉」の立場から、土地の売買などの制限（土地取引の規制）を強めます。

▽取引価格が基準価格に照らして適正を欠くもの—基準価格は近傍類似地の取引価格（都市計画区域内では地価公示法に基づく公示価格）を考慮して政令で定める方法で算定した価格とされています。

▽土地利用目的が、次のいずれにも該当しないもの—①各種の公共事業等に使われるもの②自分の居住のためのもの③規制区域内で事業を行っていたものが、事業拡張や事業と密接な関連のある事業の用に供するもの④規制区域内に居住する人たちの福祉施設の用に供するもの⑤地域の健全な発展をはかるために必要なもので、土地利用上適切である事業の用に供するもの⑥その他政令で定めるもの—となっています。

▽土地利用目的が土地利用基本計画とその他の公的な土地利用計画に適合しないもの。

▽道路等の公共施設や学校等の公益施設の整備の予定からみて、または自然環境の保全上明らかに不適当なもの。

許可が受けられなかったとき

許可が受けられなかった場合は、売買などの契約をすることはできないわけで、当然、登記もこの許可書がなければ受け付けてもらえません。

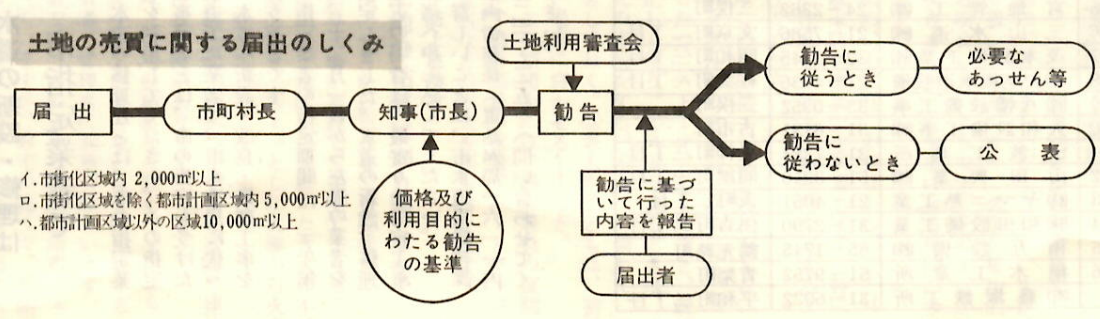
許可または不許可の処分は、申請の日から六週間以内に行われることになっています。

さらに、不許可の場合には、その土地の所有者等は特別の場合を除き、知事に対してその土地等の買い取りを請求することができません。また、土地利用審議会に対して不服を申し立てることもできません。

届け出が必要な土地の取引

許可が必要な規制区域以外の土地については、定められた広さ以上の土地売買などの契約（予約も同じ。また代金を払って使ったり借りるときも同じ）をするときは、売る人も買う人も（貸借も同じ）土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた「届出書」をその土地の所在する市町村長を経由して知事に提出しなければなりません。定められた広さとは—
・都市計画区域の市街化区域内 二平方メートル
・その他の都市計画区域（本市の

土地の売買に関する届出のしくみ



たっても使われないで遊んでいる土地のうち、定められた広さ（届出の場合と同じ）以上のものが対象となります。また、周囲と比べてみて、遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地をいいます。

このような土地がある場合は、知事はみずから、または市町村長の申し出にもとづいて、これを遊休土地と認め、同時にこのことを土地の所有者等に通知します。

通知を受けた所有者等は、その土地の利用方法などの計画を六週間以内に市町村長を通じて知事に届け出なければなりません。

知事は、この届け出の内容が不適当な場合には、計画の変更等を勧告することができ、この勧告に従わないときは、その土地の買取りを希望する地方公共団体等に、

違反した人には 罰 則

3 年以下の懲役
100 万円以下の罰金

この法律には、許可申請や届出などを守ってもらうために、次のような罰則が定められています。

許可を受けずに土地売買などの契約をした人は、3 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が課せられます。

届出をしないで土地売買などの契約をした人は、20 万円以下の罰金などです。

また、違反行為をした人が法人の代表者または人の代理人の場合には、その人のほかに法人または代理人を頼んだ人に対しても罰金が課せられるというように、関係者も罰せられます。



国土の利用を 正しく決める

国土利用計画には「全国計画」「都道府県計画」として「市町村計画」

この法律は、大都市問題や過疎問題を生み出すような、かたよった国土の利用ではなく、都市でも農山村でも、国民の生活の場として、豊かで住みよい生活環境を整えることによって、かたよらない国土の発展をめざして計画と規制の両方の面から国土の有効利用を進め、調和のとれた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

「国土利用計画法」は、国土を総合的に、しかも計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、次の三本の柱から成っています。

① 国土利用計画を策定、さらに土地利用基本計画を作成する。

高い立場から国土の計画的な利用をはかるため、そのもとになる国土利用計画を定めると同時に、この利用計画書にもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるものとなる土地利用基本計画書を作成すること、第一の柱です。

② 土地取引を規制する。

地価の異常な値上がり防止と正しく望ましい利用をはかるために、土地の取引を制限するものが二本の柱です。土地取引には許可制と届出制があります。

③ 遊休土地の活用を進める。

十分に利用されないで、遊ばせている土地、つまり「遊休土地」を、公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこと、これが三本の柱です。

—— この法律の特徴は、法律で

土地利用の基本 「公共の福祉」

定められた権限のほとんどが、都道府県知事あるいは政令指定都市の市長に委ねられています。したがって、土地利用対策は都道府県知事と地域住民のみなさんが主体となって進められることになった点にあります。

法律を支える三本の柱

「国土利用計画法」は、国土を総合的に、しかも計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、次の三本の柱から成っています。

① 国土利用計画を策定、さらに土地利用基本計画を作成する。

高い立場から国土の計画的な利用をはかるため、そのもとになる国土利用計画を定めると同時に、この利用計画書にもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるものとなる土地利用基本計画書を作成すること、第一の柱です。

② 土地取引を規制する。

地価の異常な値上がり防止と正しく望ましい利用をはかるために、土地の取引を制限するものが二本の柱です。土地取引には許可制と届出制があります。

③ 遊休土地の活用を進める。

十分に利用されないで、遊ばせている土地、つまり「遊休土地」を、公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこと、これが三本の柱です。

—— この法律の特徴は、法律で

きき、本市では市議会の賛成を得て、市長が定めることになりました。これらの計画の要旨は、公表されます。

この国土利用計画は、昭和五十一年三月までに策定することを目的として、作業が進められています。

これらの計画は、それぞれが十分なつながりをもたねばならぬ。正しく望ましい国土の姿が描かれることになりました。

許可が必要な区域

土地取引の規制では「許可制」と「届出制」の二つに分けられます。実際の土地取引をする場合の手続きは、次のとおりです。

知事は、次のような区域については、土地の取引に許可が必要となる区域（規制区域）として定めることとされています。期間は五年以内、期限を過ぎても必要な場合は、さらに引き続き規制区域とすることが出来ます。

▽ 都市計画区域（本市の場合は全域）

みずからその土地を利用する考えがないのに、将来の値上がりだけを期待して土地取引が盛んに行われるとか、地価の値上がりが激しくなるとか、またそのような危険性があるような地域。

▽ 都市計画区域以外

右と同じ状態が生ずると予測されたり、また、そのような状態をなくさなければ、正しく望ましい土地利用が妨げられると考えられる地域。

遊んでる土地の有効利用も

この法律には、使われないで遊んでいる土地、つまり「遊休土地」が正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。

遊休土地とは、許可または届出をして契約した土地で、三年以上

慎重な審議と公正な判断

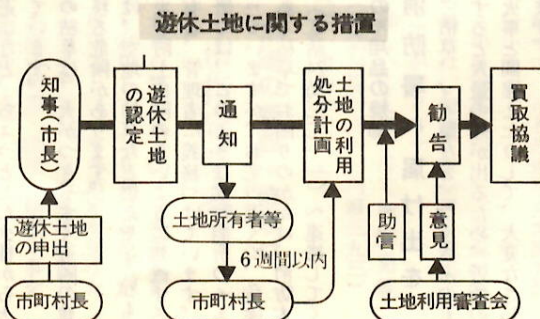
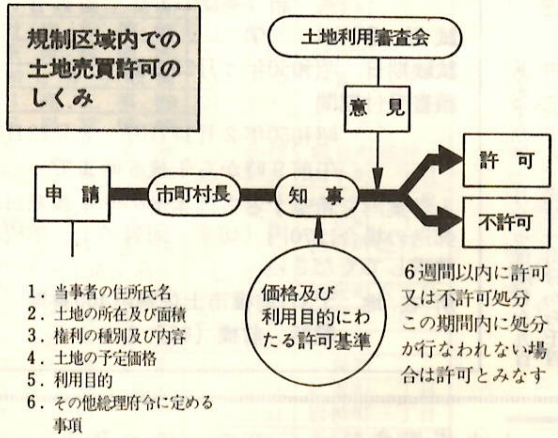
この法律を適正に運用するために、国には「国土利用計画審議会」が置かれます。県には「国土利用計画地方審議会」が置かれます。

これらの審議会は、国土の利用について重要なことや土地利用基本計画の内容について調査審議します。

なお、県には、このほか「土地利用審査会」が置かれ、不許可となった取引について不服申立てがあった場合の審査、裁決などの仕事を担当します。

問い合わせは

このことについての詳しい問い合わせや申請書、届出書の提出先は、市役所四階都市計画課（電話 24 局一〇一 一内線三六〇）へねがいます。



昭和 50 年度

償却資産の申告

1 月 20 日までに

事業用償却資産を所有する人は、地方税法の規定により、固定資産税が課税されます。申告は毎年一月一日現在で、対象となる償却資産について、その年の一月三十一日までに市へ提出することになっていますので、提出期限までに必ず申告してください。

申告の対象となる資産

①構築物(第一種) 路面舗装(駐車場・構内)、門、ヘイ、側溝、水槽、広告塔、煙突、橋、井戸、コンクリート、土留、その他土地に定着する土木設備等。

申告書の法定提出期限は、一月三十一日までとなっていますが、市では、限られた期間内に、償却資産の評価を完了しなければなりませんので、めんどろでも一月二十日までに市役所新館地下資産税課へ申告してください。

申告方法

①前年度(昭和四十九年度)に申告された人は、増減資産の申告、つまり、四十九年一月一日から五十年一月一日までに取得または減少(売却・滅失・移転等)した資産を申告してください。

なお、この間に資産の増減がなかった場合でも、その旨(増減なし)を記載し、申告してください。

その他

②新たに申告される人は、全資産の申告、つまり、五十年から新たに申告される人は、五十年一

①税率 課税標準額の百分の一・四。②免税点 100 万円。③納期 四月・七月・九月・十二月の四期。申告についての詳しいことは、市役所資産税課償却資産係(電話 24 局 一一一内線 二六二)へ問い合わせてください。

親子スキー教室

対象は小・中学生とその親

前橋ホワイトパーククラブ主催、市教委後援で、市内の小・中学生とその親を対象にした、親子スキー教室を開きます。



冬のスポーツ、スキーを親子でたのしみましょう

日と会場は、一月十二日・十九日・二月二日の三日間(日帰り)

前橋市立工業短期大学

募集人員 建設工業科 計 140 名
土木工学専攻(男・女) 70 名
建築学専攻(男・女) 70 名
試験科目 国語(現代国語・古典乙 I)
数学(教 I・数 II B)
英語(英語 B)
試験場 本学
試験期日 昭和 50 年 3 月 23 日(日)
願書受付期間 昭和 50 年 2 月 17 日(月)～2 月 22 日(土)
午前 9 時から午後 5 時まで
入学案内を希望する方は本学の学生課窓口か郵送の場合は 70 円(切手)同封の上、学校宛請求してください。
所在地 千 371 前橋市上佐鳥町 460 番地
電話 前橋 (65) 0111

国民年金

保険料の改定

1 月から千円に

定員は四十人です。なお、都合で親子がスキー教室に参加できない場合は、子どもだけでも参加できます。

国民年金の保険料が来年度一月から、千円(現行九百円)に改定されます。国では、将来、年金を支給するための財源として、みなさんから保険料を納めていただき、納められた保険料の半額を負担し、いっしょに積み立てています。昨年の大幅な改正により、とり

歳末防火運動

12 月 25 日から 30 日まで

年の瀬は、そのあわただしさから、とかく火の取り扱いが粗末になり、火事が集中的に発生する場合があります。その上、からっ風が吹きまくり、大火事になる危険が多分にあります。

このため、十二月二十五日から三十日まで、『歳末防火運動』を実施します。特に次のことに注意し、明るい正月を迎えるように心がけてください。

①たばこの投げ捨て、置き忘れをしない。特にお酒を飲んだときの寝たばこは危険です。②こたつ、ストーブ、あかなど、暖房器具を正しく使う。③外出や寝るときは、必ず火の元の点検をする。④万が一に備えて、消火準備をしておく。⑤老人や子どもは、避難しやすい場所に寝かせる。など。

空地の枯草は刈り取りを

今年、一月から三月までの乾燥期に二十件もの枯草火事が連続して発生しました。その主な原因は、たばこの放置、たき火の不始末、火遊びなど、ちょっとした火種から火事になっていきます。

空地の枯草は、火が付きやすく近隣の建物に燃え移る危険があります。市では、空地の枯草など燃えやすいものは、火災予防上危険のないように処置することを所有者、管理者に義務づけています。

消防署では、このような危険個所のチェックを行っています。お宅の近くで、危険な状態にある枯草でお困りのかたは、消防本部予防課(電話 24 局 三二二)へ連絡してください。

多量の不用品の焼却

消防署へ届け出を

古材、枯草、ゴム類など、たくさんものを焼却すると大量の煙が出るため、近所の人たちが火事と間違えたりして、大変なことになるります。

このようなものを焼却する場合は、前もって消防本部または近くの消防署へ届け出て、指導を受けてください。

たき火をするときの心がけ

①あらかじめ、消火準備をしておく。②必ず、そばに人がついていようにする。③一度に多量の物を燃やさない。④建物から十分離れた場所に穴を掘り、その中で燃やす。⑤空気の乾いた日や、風の強い日はやめるようにする。⑥ヘヤースプレーなどの空かんは、燃やさないようにする。⑦後始末を完全にす。などを特に心がけたいものです。

来年の成人祝

新成人三千八百人

1 月 15 日県民会館大ホールで



昨年の式典に参加した成人たち

来年、二十歳の成人になるかたのため、市では、成人祝の式典を一月十五日午前十時から正午まで県民会館大ホールで開催します。

ここに招待する新成人は、本市の居住者で昭和四十九年四月二日から三十九年四月一日までに生まれた人、約三千八百人です。

案内通知は、十二月三十日ごろまでに該当者あて郵送しますが、通知が届かない場合は、市役所社会教育課(電話 24 局 一一一内線 二九二)へ連絡してください。

なお、市外に居住しているが本市の成人祝を希望する人は、本市居住者の被扶養者(学生等)に限

新有権者

感想文を募集

自治省、明るい選挙推進協議会主催で、新たに選挙権を得る新成人を対象に「新有権者感想文」を募集します。

応募内容と課題は①最近の選挙において、あるいは「成人の日」を迎え②新有権者または社会人と

り、特に出席していただきますから、一月五日以後に申し出てくださ

して、地方自治や国成への参加について③自分自身で経験し、もしくは考えたり、感じたりしたことなどです。課題は、その内容にそれぞれふさわしいものにしてくだ

字数は、千六百字以内(四百字詰原稿用紙四枚以内)応募資格は、昭和四十九年一月一日から三十九年十二月三十一日までの出生者。締切期日は、五十年一月三十一日(当日消印有効)提出先は、

応募者の居住する都道府県選挙管理委員会。入賞者には賞状と副賞が贈られます。

応募上の注意事項として①応募者の住所、氏名(ともにフリガナを付ける)性別、生年月日および職業を原稿の末尾に明記②応募作品は未発表のもの③応募原稿は返却しない④入選作品は明るい選挙推進運動のため自由に使用する⑤この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞紙名、ラジオ・テレビ局、都道府県の広報紙名、その他)を記入する。などの規定があります。

なお、最優秀作品は、明るい選挙推進機関紙「わたしたちの広場」に発表します。

わが家の
赤ちゃん

柴崎 博之くん



二、柴崎昇三、朝子さんの長男。満一歳四か月。九か月前、三輪車に乗って、お庭で撮った写真です。毎日お庭で元気に遊び、洋服をドローに付けてしまいい、ママが大変です。

高橋 克幸くん



朝日町二丁目十五一、高橋広・すみ江さんの長男。満一歳二か月。七か月前の写真です。十一か月前から歩きはじめ、毎日、ママと近所の公園で遊びます。電話のオモチャが大好きな赤ちゃんです。

浅野 浩一くん



天川大島町三四四、浅野辰雄・文子さんの長男。満一歳二か月。七か月前、ママにだっこしてもらい撮った写真です。標準以上の体格で、目がパツパツして、とてもかわいい健康な赤ちゃんです。

坂本 理恵ちゃん



後閑町六七二、坂本義明・美智子さんの次女。満一歳。五か月前、半頃、歩行器に乗って、団地の歩道で撮った写真です。とても元気がよく、おねえちゃんと毎日元気に遊び、とてもにぎやかです。

大山 晃生くん



後閑町一〇八三、大山功・瞳さんの長男。満九か月前。食事がすんで満足しているところかな？。お歌が大好きで、おもちゃのチャチャチャが得意です。お歌にあわせて、おゆうぎもできます。

新入学児の健康診断

1月17日から市内31か所の小学校で

来年度、小学校へ入学する子どもを対象に、就学前の健康診断を行います。対象の子どもは、昭和四十三年四月二日から四十四年四月一日までの出生者です。時間は、各学校とも原則として午後一時からですが、多少の変更があるところもあります。指定された学校からの通知のとおりお出かけください。

通知書は、診断日の一週間前までに各学校を通じてお届けする予定です。万一通知漏れのかたや、新しく転入・転出したかたは、早めに市教委学校教育課(電話24局一〇一内線三七〇)へ連絡してください。

当日は、通知書をお持ちください。なお、今回から通知書の様式が変わり、電算機で作成するため、住所・氏名等カタカナ書きになります。特にご注意してください。病状などで指定された学校で受診できない場合は、近くの学校で受診してください。

日程と会場

- 1月17日 総社小学校、元総社小学校
- 1月21日 敷島小学校、城南小学校、広瀬小学校、芳賀小学校、駒形小学校、大室小学校
- 1月22日 桃井小学校、天川小学校、岩神小学校、上川淵小学校、下川淵小学校、嶺小学校、東小学校
- 1月23日 中川小学校、城東小学校、若宮小学校、清里小学校、桃瀬小学校
- 1月24日 中央小学校、桂東小学校、大根根小学校、細井小学校
- 1月28日 荒子小学校、荒牧小学校
- 1月29日 桃川小学校、筑井小学校
- 1月30日 永明小学校、二之宮小学校
- 1月31日 桂置小学校



診断を受けて健康な身体で入学しましょう

- 実施時間は、学校ごとに決めます。なお、入学通知書の配布は、学校から自治会を通じてお届けします。
- 受診料金
①一般のかたは自己負担金五百円。
②対がん協会は自己負担金三百円。(会費の領収書を持参)
- 注意事項
①服装は、洋服、和服(ふだん着)いずれでもよいが、ズボンの場合は、バスタオルをお持ちください。当日、月経があってもさしつかえありません。②前夜は入浴してください。③受診申込書に申し込みを受け付けています。なお、申込用紙で申し込みできなかったかたで、受診を希望する場合は、市保健課(電話24局一〇一内線三九八)で申し込んでください。
- 日程
1月17日(金) 元総社公民館、元総社地区全区域
1月21日(火) 桂置公民館、桂置地区全区域
1月22日(水) 南橋公民館、南橋地区全区域
1月23日(木) 天川大島町原町自治会館、永明地区全区域。ただし、駒形町を除く。
1月24日(金) 第二駒形幼稚園、駒形町
1月29日(水) 中央公民館、岩神町一、四丁目、敷島町、緑が丘町、昭和町一、三丁目、平和町、一、二丁目、国領町一、二丁目、住吉町一、二丁目、大手町一、三丁目、紅雲町一、二丁目、千代田町一、五丁目、表町一、二丁目
1月30日(木) 中央公民館、本町一、三丁目、若宮町一、四丁目、日吉町一、四丁目、城東町一、五丁目、三河町一、二丁目、朝日町一、四丁目
○いづれも受付時間は、午後零時三十分から一時十五分まで。

各種健康相談

保健所の健康相談
十二月・一月分の母親学級と妊婦検診は休みます。
年末市民献血
市では、年末・年始の医療用血液確保のため、十二月二十九日(日)午前十時から午後三時まで、オリオン通り駐車場(十字屋前)で、年末市民献血を行います。市民のみならずのご協力をお願いします。

婦人科ガン検診

市では、例年どおり検診料の一部を負担して、婦人科ガン検診を実施しています。一人では、なかなか出かけにくいものですが、集団検診ですから恥ずかしがらずに、受診してください。

児童文化センター

だより



星の観測(センター屋上で)

天文教室(金星の観測をしよう)

一月十一日(土)午後五時から七時まで、小学校四年生以上中学生まで六十人を対象。講師は桐生市立川内中学校教諭、関口孝さん。受講料は無料。受講希望者の受け付けを一月二日から行いますので、電話または来館して申し込みください。ただし、定員になりしだい締め切ります。
●プラネタリウム特別投影
十二月二十二日(日)午後一時三十分から二時三十分まで「たのしいクリスマスと星のはなし」を投影します。おでかけください。
●年末・年始の休館日
十二月二十九日から一月一日まで休館とし、一月二日から開館します。

日曜・祝日当番医表

月	日	週	内 科			外 科	婦 人 科	耳 鼻 科	眼 科	歯 科
1月	1日	元日	齋藤 浩 上小出町 31-1069内児	高野 介佐 古市町 52-5656神内	井上 清 大手町一丁目 21-7782 児	高橋 健次 西善町 66-1521 外	中野 栄喜 国領町二丁目 33-5588	橋爪 芳郎 本町一丁目 21-2745	田村 璋夫 朝日町二丁目 24-5129	齒科医師会館

日、祝日の歯科診療はここで行っています。

